

## 令和8年度 診療報酬改定、介護・障害の 臨時改定のポイント

令和8年度は、診療報酬改定のほか、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の臨時改定が行われます。各改定のポイントをみていきます。

### 診療報酬

#### 2年度にわたり段階的に改定率を設定

中央社会保険医療協議会（中医協）は2月13日、令和8年度の診療報酬改定案について了承し、上野厚生労働大臣に答申した。今回の改定では、①物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取り巻く環境の変化への対応（重点課題）、②2040年頃を見据えた医療機関の機能の分化・連携と地域における医療の確保、地域包括ケアシステムの推進、③安心・安全で質の高い医療の推進、④効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上、の4つの基本方針のもと、改定率は全体で+3・09%（令和8年6月施行）となっている。なお、これは令和8年度および令和9年度の2年度平均（令和8年度+2・41%、令和9年度+3・77%）であり、賃金や物価が継続的に上昇することを見込んだもの。

+3・09%の内訳をみると、①賃上げ分+1・70%（2年度平均/令和8年度+1・23%、令和9年度+2・18%）、②物価対応分+0・76%（2年度平均/令和8年度+0・55%、令和9年度+0・97%）、③食費・光熱水費分+0・09%（入院時の食費基準額の引き上げ（40円/食）、光熱水費基準額の引き上げ（60円/日））、④令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分+0・44%（病院+0・40%、医科診療所+0・02%、歯科診療所+0・01%、保険薬局+0・01%）、

⑤後発医薬品への置き換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取り組み強化等により効率化▲0・15%、⑥①～⑤を除く改定分+0・25%、となっている。

薬価等は▲0・87%で、内訳は薬価▲0・86%（令和8年4月施行）、材料価格▲0・01%（令和8年6月施行）となっている。

主な改定項目は次の通り。

#### 賃上げ・物価対応

##### 賃上げに向けた評価

令和8・9年度それぞれ+3・2%分（看護補助者・事務職員は5・7%）の賃上げに向け、ベースアップ評価料を見直し。また、夜勤職員の確保を行う観点から、夜勤手当に充てることを可能とする（図1、2参照）。

〔例〕外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

初診時 6点↓17点※  
入院ベースアップ評価料 1250点※

なお、令和6年度及び令和7年度において賃上げを実施している保険医療機関とそれ以外の保険医療機関を区別する観点から、入院基本料等に減算規定を新設する。

〔例〕急性期一般入院料1の場合

121点減算（1日あたり）

##### 物価対応に向けた評価

令和8・9年度の物価上昇に対応するため「物価対応料」を新設。

〔例〕（新）外来・在宅物価対応料

初診時 2点※

※…令和9年度は2倍となる予定



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。 版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

図1 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の見直し

**外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の見直し**

▶外来医療又は在宅医療を実施している医療機関において、勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、ベースアップ評価料の対象となる職員を拡大した上で、評価を見直す。

現行		改定後	
<b>【外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)】</b>			
1 初診時	6点	1 初診時	17点
2 再診時等	2点	2 再診時等	4点
3 訪問診療時		3 訪問診療時	
イ 同一建物居住者等以外の場合	28点	イ 同一建物居住者等以外の場合	79点
ロ イ以外の場合	7点	ロ イ以外の場合	19点
<b>【算定要件】(抜粋)</b>			
主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき、(中略)所定点数を算定する。		当該保険医療機関において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき、(中略)所定点数を算定する。	
<b>【施設基準】(抜粋)</b>			
主として医療に従事する職員が勤務していること。		当該保険医療機関に勤務する職員がいること。	

▶全てのベースアップ評価料について、令和8年度及び令和9年度において段階的な評価とする。  
▶継続的に賃上げを実施している保険医療機関とそれ以外の保険医療機関において異なる評価を行う。

	令和8年6月～令和9年5月		令和9年6月～	
	新たに賃上げを行う施設	継続的賃上げ実施施設	新たに賃上げを行う施設	継続的賃上げ実施施設
初診時	17点	23点	34点	40点
再診時	4点	6点	8点	10点
訪問診療時 (同一訪問診療時以外)	79点	107点	158点	186点
訪問診療時 (同一訪問診療時)	19点	26点	38点	45点

図2 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の見直し

**外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の見直し**

▶外来医療又は在宅医療を実施している医療機関において、賃金のさらなる改善が必要である医療機関に勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、評価を見直す。

現行		改定後	
<b>【外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)】</b>			
1 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 1		1 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 1	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	8点	イ 初診又は訪問診療を行った場合	8点
ロ 再診時等	1点	ロ 再診時等	1点
～		～	
8 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 8		12* 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 12	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	64点	イ 初診又は訪問診療を行った場合	96点
ロ 再診時等	8点	ロ 再診時等	12点
*令和9年6月以降は、24区分まで拡大する。			

▶継続的に賃上げを実施している保険医療機関とそれ以外の保険医療機関において異なる評価を行う。  
▶全てのベースアップ評価料について、令和8年度及び令和9年度において段階的な評価とする。

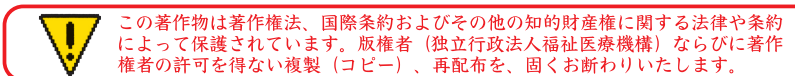
	令和8年6月～令和9年5月				令和9年6月～			
	新たに賃上げを行う施設		継続的賃上げ実施施設		新たに賃上げを行う施設		継続的賃上げ実施施設	
区分	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ
区分1	8点	1点	16点	2点	8点	1点	16点	2点
...	...	...	...	...	...	...	...	...
区分12	96点	12点	160点	20点	96点	12点	128点	16点
...	...	...	...	...	...	...	...	...
区分24	-	-	-	-	192点	24点	256点	32点

●**急性期総合体制加算の新設**  
総合入院体制加算と急性期充実体制加算を統合し、総合性と手術等の集積性をもつ拠点的な病院を評価する体系に見直す。  
(新)急性期総合体制加算1  
7日以内(1日につき)  
530点

●**特定集中治療室管理料等の見直し**  
ICU・HCUを有する医療機関の機能を踏まえ、救急搬送・全身麻酔に係る一定の病院実績を要件とする。  
(新)看護・多職種協働加算1  
(1日につき)  
277点

●**多職種が病棟で協働する体制の評価**  
患者像にあわせた専門的な治療やケアを提供する観点から、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士または臨床検査技師の協働を評価する。

図1・2...「令和8年度 診療報酬改定について(全体概要版)」より



(新)入院物価対応料  
急性期一般入院料1 58点※  
●**入院料等の見直し**  
経営環境の悪化を踏まえた対応や、医療機関等における賃上げ余力の回復・確保のため、入院料等を引き上げる。  
(例)急性期一般入院料1  
1688点↓1874点  
特定集中治療室管理料1 7日以内  
1万4406点↓1万4980点  
地域包括ケア病棟入院料1 40日以内

●**急性期病院一般入院基本料等の新設**  
地域ごとの急性期の病院機能を確保する観点から、病院の機能に着目し、体制整備も含まれた入院料を新設。  
急性期病院A一般入院料 1930点  
急性期病院B一般入院料 1643点  
●**特定機能病院入院基本料の見直し**  
特定機能病院の承認基準変更を踏まえ、区

分を見直す。  
特定機能病院A入院基本料7対1入院基本料(一般病棟)  
2146点  
特定機能病院B入院基本料7対1入院基本料(一般病棟)  
2136点  
特定機能病院C入院基本料7対1入院基本料(一般病棟)  
2016点

# 退院後の「居場所」をつくる。 全国初、集中支援室の挑戦

— 福岡県柳川市・社会福祉法人たからばこ 宝箱グループホームななほし —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された福岡県柳川市にある「宝箱グループホームななほし」を取りあげます。同施設は、強度行動障害のある人を受け入れるとともに、地域の事業所と連携して段階的な地域移行を支える集中支援室を併設しています。施設概要や実践する取り組みについて取材しました。

## 多様な 障害福祉サービスを展開

福岡県柳川市にある社会福祉法人たからばこ（理事長…古賀千鶴氏）は、「どんなに重い障がいを持っていても、なかまとともに『働き、暮らし、学び、遊ぶ』が、ゆたかになる地域づくりをめざして」という法人理念のもと、地域ニーズに応えた多様な障害福祉サービスを提供している。

法人の沿革としては、地域で生き場のない重度の障害者を受け入れるため、平成9年に市民団体を発足し、共同作業所を開設したことにはじまる。現在は、柳川市において3カ所の拠点を展開し、第1宝箱では生活介護と就労継続支援B型事業所の「そらまめ」をはじめ、居宅介護・行動援護、移動支

援事業を行う「リアライズ」、短期入所の「ゆつらつ」と、相談支援センターの「ぶらん柳川」を併設している。第2宝箱では、生活介護と就労継続支援B型事業所、第3宝箱では放課後等デイサービスを運営し、障害者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることをサポートしている。

就労継続支援B型事業所の活動では、比較的軽度の利用者を中心に菓子作りを行っており、重度の利用者は近隣の山に向き、施設内のボイラーで使用する薪運びの仕事を担い、入浴サービスの風呂を沸かしたり、温風暖房などに活用しているという。

そのほかにも、柳川市から「信書便活動」として、市の郵便物を公民館などの公共施設に配布する仕事を委託しており、地域に向かい社会とつながる活動を多く取り入れていることが支援の特色となっている。

## 重度障害者の 受け入れ先が不足

活動拠点の柳川市における障害

福祉サービスの整備状況や地域課題について、業務執行理事の覚知康博氏は次のように説明する。「柳川市は、障害者総合支援法の施行後、社会福祉法人にとどまらず、NPOや株式会社によって、多くの障害福祉事業所が開設されています。その一方で、自分で身

### 施設の概要

## 社会福祉法人 宝箱グループホームななほし たからばこ

〒832-0827 福岡県柳川市三橋町蒲船津 1238-1

TEL 0944-73-8849

FAX 0944-73-8871

URL <https://www.takarabako97.com/index.html>

開設：令和7年6月

理事長：古賀 千鶴

管理者：覚知 直美

定員：7人（うち短期入所1人）

法人施設：第1宝箱（生活介護、就労継続支援B型、居宅介護、短期入所、相談支援）、第2宝箱（生活介護、就労継続支援B型事業）、第3宝箱（放課後等デイサービス）



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

### 定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・8,988円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

### お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949